



小田原税務署からのお知らせ

回 覧

【問合せ先】 〒 250 - 8511 小田原市荻窪 440 番地 Tel 0465 (35) 4511 (代表)

※ お電話は、自動音声によりご案内しております。

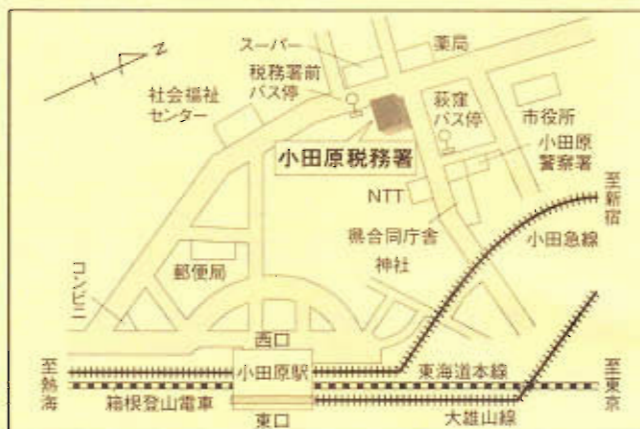
申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場	所在地	時間
2月17日(月) ～ 3月16日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	小田原税務署	小田原市荻窪 440番地	【受付】 午前8時30分から午後4時まで (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時から午後5時まで

(注) ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

【案内図】

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 税務署の駐車場には限りがありますので、お車で
の来署、近隣への無断駐車はご遠慮ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め
切ることがありますので、なるべくお早めにお越し
ください。また、混雑の状況によっては長時間お待
ちいただくこともありますので、ご了承ください。



会場は混雑しますので、I-D・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

税理士による無料申告相談 ～ 申告書を作成できます ～

【開催日等については、裏面をご覧ください。】

申告書作成会場の開設期間以前に、「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。
- 医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
- ご来場前に、医療費領収書の合計計算、明細書の作成をお願いします。

(裏面もご覧ください。)